

市発注工事受注者各位

新潟市契約課

適正な施工体制について（通知）

市発注工事の施工にあたっては、次の事項について十分ご留意いただき、適正に施工されるようお願いします。

1 市内企業の活用、地元資材の優先的使用

地域経済活性化等の目的として、平成17年6月から特記仕様書により市内企業の下請優先採用を要請していますが、下請業者の他、リース業者、警備業務、運送業務等についても市内企業の活用、地元資材の優先的使用に努めてください。

また、**請負契約1千万円以上の工事**で、下請契約（一次下請）を締結した際、**当該下請業者に市内企業を採用しなかった場合は、「市内企業不採用理由書」を監督員に提出してください。**
（提出方法は特記仕様書をご覧ください。）

2 下請契約等の適正化

(1) 下請契約の締結

工事の一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、請負代金や施工範囲等にかかる紛争を防ぐため、**書面による下請契約の締結が義務付け**られているとともに、**施工体制台帳を作成し、工事現場に備える**とともに、その写しを監督員に提出しなければなりません。

(2) 下請代金の適正な支払い

発注者から**請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは**、その工事の**下請業者に対して、下請代金を1ヶ月以内に支払わなくてはなりません。下請代金の支払いはできる限り現金払い**とし、手形併用の場合であっても現金の比率を高めるとともに、少なくとも**労務費相当分は現金払い**としてください。手形払いについても、120日以内のなるべく短い期間にしてください。

前払金は充当できる経費が定められていますので、**適切な資金管理**を行うとともに、**下請業者**に対しても**工事着手に必要な費用を前払金**として支払うよう配慮してください。

(3) 一括下請負の禁止

公共工事の一括下請負は禁止されています。元請業者は下請工事についても**「実質的に関与」**している必要があります。

◎「実質的に関与」とは

○自社の技術者等が次の事項等で主体的な役割を果たしていることが必要

- ①施工計画の作成
- ②工程管理
- ③出来型・品質管理
- ④完成検査
- ⑤安全管理
- ⑥下請業者への指導監督
- ⑦発注者との協議
- ⑧住民への説明
- ⑨官公庁等への届出等
- ⑩近隣工事との調整

(4) 社会保険未加入業者との下請契約の禁止

社会保険未加入業者と一次下請契約を締結していた場合、元請業者から加入指導するとともに、市から建設業許可権者へ通報します。

二次下請契約以降についても、本取り組みに鑑み、適正な加入に努めてください。

(5) 公共工事設計労務単価

公共工事の労務費については、二省（国土交通省、農林水産省）協定単価である「公共工事設計労務単価」に基づく労務単価で積算しています。この点に十分留意し、**下請負の労働者に対しても適正な賃金が支払われるよう配慮してください。**

◎新潟県の平成29年3月からの公共工事設計労務単価（所定労働時間内8時間当たり単価）

主要職種	単価（円）	主要職種	単価（円）	主要職種	単価（円）
特殊作業員	20,300	塗装工	21,800	板金工	22,100
普通作業員	17,100	運転手（特殊）	20,100	内装工	22,500
軽作業員	15,000	運転手（一般）	17,600	ダクト工	19,000
造園工	19,600	型わく工	21,300	保温工	20,900
とび工	21,400	大工	21,700	設備機械工	21,100
電工	19,700	左官	21,300	交通誘導警備員A	12,900
鉄筋工	22,400	配管工	19,800	交通誘導警備員B	11,200
鉄骨工	21,100	防水工	21,700		

3 労働者の事故防止

労働災害の防止については、貴社の労働者はもとより、下請業者の労働者も含めて、保安教育および工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期してください。

4 建設業退職金制度の加入と普及促進

(1) 組合加入、共済証紙の購入等

受注者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）の加入に努めるとともに、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象となる現場労働者について共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に貼り付けてください。

(2) 建退共適用事業主工事現場標識（シール）の掲示

建退共の共済契約者は、組合支部からシールの交付を受け、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に掲示し、現場労働者への周知に努めてください。

(3) 下請業者の加入促進

受注者は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、共済証紙の現物交付または掛金相当額の請負代金への算入等、下請業者の加入促進、制度の普及に努めてください。

5 主任（監理）技術者の適正配置

(1) 主任技術者の専任及び監理技術者の配置

請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の工事には、工事現場ごとに**専任の主任技術者を配置**しなければなりません。

その工事が下請契約の総額で4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる場合は、**主任技術者に替えて監理技術者を配置**しなければなりません。

(2) 直接的かつ恒常的雇用関係

工事現場に配置する主任（監理）技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。また、**専任の主任（監理）技術者については、入札申込日以前に3ヶ月以上の雇用関係**があることが必要です。